

京都市立義務教育学校条例（平成29年12月22日京都市条例第15号）（教育委員会事務局指導部学校指導課）

1 次のとおり、義務教育学校を設置することとしました。

名 称	位 置
京都市立大原小中学校	京都市左京区大原来迎院町22番地
京都市立花背小中学校	京都市左京区花脊大布施町797番地
京都市立開晴小中学校	京都市東山区六波羅裏門通東入多門町155番地
京都市立東山泉小中学校	京都市東山区泉涌寺山内町5番地
京都市立凌風小中学校	京都市南区東九条下殿田町56番地
京都市立宕陰小中学校	京都市右京区嵯峨越畑南ノ町32番地の2
京都市立向島秀蓮小中学校	京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の28

2 義務教育学校の設置に伴い、次のとおり、小学校及び中学校を廃止することとしました。

小 学 校	中 学 校
京都市立凌風小学校	京都市立凌風中学校
京都市立大原小学校 京都市立大原小学校百井分校 京都市立大原小学校尾見分校	京都市立大原中学校 京都市立大原中学校尾見分校
京都市立花背小学校	京都市立花背中学校
京都市立開晴小学校	京都市立開晴中学校
京都市立東山泉小学校	京都市立東山泉中学校
京都市立宕陰小学校	京都市立宕陰中学校
京都市立向島南小学校 京都市立向島二の丸小学校	京都市立向島中学校

3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。ただし、次の各号に掲げる部分に関する規定は、当該各号に定める日から施行することとしました。

- (1) 京都市立大原小学校百井分校、京都市立大原小学校尾見分校及び京都市立大原中学校尾見分校の廃止 市規則で定める日
- (2) 京都市立向島秀蓮小中学校の設置並びに京都市立向島南小学校、京都市立向島二の丸小学校及び京都市立向島中学校の廃止 平成31年4月1日

京都市立義務教育学校条例を公布する。

平成29年12月22日

京都市長 門川 大作

京都市条例第15号

京都市立義務教育学校条例

- 1 学校教育法に規定する義務教育学校を設置する。
- 2 義務教育学校の名称及び位置は、別表のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項（京都市立小学校条例別表の改正規定中京都市立大原小学校百井分校及び京都市立大原小学校尾見分校に関する部分に限る。）及び附則第3項（京都市立中学校条例本則第2項の改正規定及び同条例別表の改正規定中京都市立大原中学校尾見分校に関する部分に限る。）の規定 市規則で定める日
 - (2) 次項（京都市立小学校条例別表の改正規定中京都市立向島南小学校に関する部分及び京都市立向島二の丸小学校に関する部分に限る。）及び附則第3項（京都市立中学校条例別表の改正規定中京都市立向島中学校に関する部分に限る。）並びに別表京都市立向島秀蓮小中学校の項の規定 平成31年4月1日

(関係条例の一部改正)

- 2 京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

京都市立凌風小学校	京都市南区東九条下殿田町56番地
-----------	------------------

」

「

京都市立大原小学校	京都市左京区大原来迎院町22番地
京都市立大原小学校百井分校	京都市左京区大原百井町105番地
京都市立大原小学校尾	京都市左京区大原大見町317番地の1

」

見分校

京都市立花背小学校

京都市左京区花脊大布施町797番地

京都市立開晴小学校

京都市東山区六波羅裏門通東入多門町155番地

京都市立東山泉小学校

京都市東山区大和大路通七条下る5丁目下池田町527番地

京都市立宕陰小学校

京都市右京区嵯峨越畑南ノ町32番地の2

及び

京都市立向島南小学校

京都市伏見区向島津田町95番地の1

京都市立向島二の丸小学校

京都市伏見区向島二ノ丸町151番地

を削る。

3 京都市立中学校条例の一部を次のように改正する。

本則第2項中「及びその分校」を削る。

別表中

京都市立凌風中学校

京都市南区東九条下殿田町56番地

京都市立大原中学校

京都市左京区大原来迎院町35番地

京都市立大原中学校尾見分校

京都市左京区大原大見町317番地の1

京都市立花背中学校

京都市左京区花脊大布施町797番地

京都市立開晴中学校

京都市東山区六波羅裏門通東入多門町155番地

」
「
| 京都市立東山泉中学校 | 京都市東山区泉涌寺山内町5番地 | ,
」

「
| 京都市立宕陰中学校 | 京都市右京区嵯峨越畑南ノ町32番地の2 |
」

及び

「
| 京都市立向島中学校 | 京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の55 |
」

を削る。

- 4 京都市自転車安心安全条例の一部を次のように改正する。
第8条第3項中「中学校」の右に「, 義務教育学校」を加える。
- 5 京都市地域コミュニティ活性化推進条例の一部を次のように改正する。
第2条第3号ウ中「小学校」の右に「又は義務教育学校」を加える。
- 6 京都市暴力団排除条例の一部を次のように改正する。
第14条第1項中「中学校」の右に「, 義務教育学校(後期課程に限る。)」を加える。
- 7 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。
別表第2京都市小学校教科書選定委員会の項中「小学校で」を「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)」で」に改め、同表京都市中学校教科書選定委員会の項中「中学校で」を「中学校(義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)」で」に改める。
- 8 京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。
第3条第1項第2号中「及び中学校」を「, 中学校及び義務教育学校」に改める。
- 9 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。
第4条第1項第1号を次のように改める。
(1) 幼稚園教育職員 小学校教育職員 中学校教育職員 義務教育学校教育職員 給料表(別表第1) 幼稚園, 小学校, 中学校又は義務教育学校の教育職員

第17条第1項及び第3項中「又は中学校」を「，中学校又は義務教育学校」に改める。

第28条第1項中「中学校」の右に「，義務教育学校」を加える。

別表第1中「幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表」を「幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員義務教育学校教育職員給料表」に改める。

別表第4 1中「幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表級別基準職務表」を「幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員義務教育学校教育職員給料表級別基準職務表」に改め，同表特2級の項及び3級の項中「若しくは中学校」を「，中学校若しくは義務教育学校」に改める。

別表第5教育業務連絡指導手当の項中「中学校」の右に「，義務教育学校」を加え，同表多学年学級担当手当の項中「又は中学校」を「，中学校又は義務教育学校」に改める。

別表

名 称	位 置
京都市立大原小中学校	京都市左京区大原来迎院町2番地
京都市立花背小中学校	京都市左京区花脊大布施町7番地
京都市立開晴小中学校	京都市東山区六波羅裏門通東入多門町1番地
京都市立東山泉小中学校	京都市東山区泉涌寺山内町5番地
京都市立凌風小中学校	京都市南区東九条下殿田町5番地
京都市立岩陰小中学校	京都市右京区嵯峨越畑南ノ町3番地の2
京都市立向島秀蓮小中学校	京都市伏見区向島二ノ丸町1番地の2

(教育委員会事務局指導部学校指導課)